

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、予防接種事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

坂東市長

公表日

令和3年9月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 第19条第5号(委託先への提供) 第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 16の2,16の3,115の2 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種の実施に関する事務」が含まれる項 16の2,17,18,19,115の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部健康づくり推進課 茨城県坂東市岩井4365 0297-35-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康づくり推進課 茨城県坂東市岩井4365 0297-35-2121

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月4日	5.評価実施機関における担当部署 所属長	健康づくり推進課長 板垣 正美	健康づくり推進課長 中村 一夫	事後	
平成29年8月4日	I 関連情報 7. 請求先	保健福祉部健康づくり推進課 茨城県坂東市弓田2145番地1 岩井保健センター内0297-35-3121	保健福祉部健康づくり推進課 茨城県坂東市岩井4365 0297-35-2121	事後	
平成29年8月4日	I 関連情報 8. 連絡先	保健福祉部健康づくり推進課 茨城県坂東市弓田2145番地1 岩井保健センター内0297-35-3121	保健福祉部健康づくり推進課 茨城県坂東市岩井4365 0297-35-2121	事後	
平成30年12月3日	5.評価実施機関における担当部署 所属長	健康づくり推進課長 中村 一夫	健康づくり推進課長	事後	
令和3年2月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	予防接種法に基づき予防接種者の管理 ①予防接種対象者への個別通知 ②接種者の履歴管理 ③予防接種後副反応報告書 ④予防接種被害者健康手帳の交付	予防接種法に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収にに関する事務 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和3年2月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3. 個人情報の利用 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和3年2月4日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2	事後	
令和3年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和3年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 16の2、16の3、115の2 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種の実施に関する事務」が含まれる項 16の2、17、18、19、115の2	事後	
令和3年5月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収にに関する事務 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収にに関する事務 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年5月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3. 個人情報の利用 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月6日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 第19条第5号(委託先への提供) 第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収にに関する事務 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	予防接種法に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収にに関する事務 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(番号法) 第19条第7号	(番号法) 第19条第8号	事後	番号法の改正による変更